別紙２

（利用者向け）

「入場料等」徴収の有無チェックリスト

西淀川区民会館（エルモ西淀川）の施設使用料は、条例別表において「入場料その他これに類する料金（以下、「入場料等」）を徴収する場合」、割増料金（通常料金の1.5倍）となっています。「入場料等」の徴収の有無は、「会館使用時に金銭のやり取りがあるか」、「金銭のやり取りにより収益が上がるか」によって判断します。

1. 金銭のやり取りについて

* 実費相当額を超える入場料や参加費を徴収する。
* 会館使用時に、物品や権利の販売、契約行為を行う。（チャリティ目的バザー等は除く）
* 会館使用時に、有償サービスの提供を行う。
* 講師（指導者）自らが活動の主体として、指導料を徴収する　（セミナー、教室）

　→　１つでも該当する場合は**「入場料等」有り（割増料金）**となります。

* 上記の４項目すべてについて該当しない　→　②に進んでください。

1. 収益が上がるかについて

* 入場料や参加費を徴収するが、実費相当である。
* 物品や権利の販売等を行うが、売却益を寄付する。（チャリティ目的バザー等）

→　１つでも該当する場合は、収支計画書等をご提出ください。  
収益が上がらないことが確認できれば**「入場料等」無し（通常料金）**となります。

※収支計画書等をご提出いただけない場合は**「入場料等」有り（割増料金）**となります。

□上記の2項目どちらにも該当しない　→　**「入場料等」無し（通常料金）**となります。

（注意事項）

・　通常料金支払い後であっても、ご利用までに「入場料等」有りに区分されることが判明した  
場合は、割増料金と通常料金の差額を請求いたします。

・ 収支計画書の様式に決まりはありません。チラシや案内ビラなどがあればあわせてご提出  
ください。

・ 収支計画書で確認させていただく内容

募集人数（参加予定人数）に基づき算定した入場料・参加費等の総額が、開催に直接要  
する経費（会場使用料、講師料、材料・教材費等、器材借上料、その他開催に当たり支出  
すべき費用）以下であるかどうか。

・ チャリティ目的で収益金を寄付される場合は、事前に、収益金の集め方や寄付の使い道を  
お知らせください。